

## 第9章 近江盆地の開発と歴史生態環境

### — 甲賀郡における条里縁辺地域の地形・水利条件を中心に —

#### 1. はじめに

奈良盆地と並んでわが国の条里遺構の宝庫である近江の国は、他県に比べて大部な郡志類や県史<sup>1)</sup>によって条里研究の先鞭がつけられて以来、戦前には米倉二郎(1932)、福尾猛一郎(1934)による地割起源論・条里集落論が展開され、研究者の関心をあつめた。戦後は、門脇禎二(1953)、谷岡武雄(1964:71-139, 266-287)、服部昌之(1984:92-127)、藤岡謙二郎(1971)、足利健亮(1966)、福田徹(1974)によって地籍図・大縮尺地形図・空中写真を積極的に活用しながら、条里型地割分布論をバックボーンとした古代地域の空間構成に関する新知見が数多く付け加えられた。

滋賀大学教育学部地理学研究室では共同研究として、愛知川扇状地(高橋・小林1977)、野洲・栗太郡(高橋・小林・宮畑1979)犬上郡(高橋・小林・野間1984)の条里型地割をこれまで検討してきた。その結果、統一条里(主条里)に介在する異方位条里を計測して、統一条里より古い地割を推定し(愛知郡・野洲郡・栗太郡)、縁辺部の“準主条里”や異方位条里が統一条里と地形・灌漑条件が異なる事例を紹介した(犬上郡)。

本章では上にあげた共同研究の視点や方法を継承しながら、近江の国の条里研究では従来ほとんどとりあげられなかった甲賀郡を対象に選んだ。その理由は、近江盆地一円に整然と施行された条里とはやや性格を異にする周縁部の条里の特色を把握することを目的とするからである。

これまで甲賀郡条里の研究がほとんど手つかずであった最大の理由は、条里呼称などを記した史料や地名の乏しさと、他郡に比べて条里遺構の分布が

限定されていることによる。現在、滋賀県下では圃場整備によって次々と条里遺構が消滅しており、甲賀郡も例外でない。しかし幸いなことに、条里の分布する野洲川河谷平野は、土山町域（現・甲賀市）を除いては部分的にしかな圃場整備は実施されていない。圃場整備後の精緻な復原研究がいかに困難かは、農業振興地域で100%の圃場整備を完了した福井県の場合が如実に物語っている（古代史部会1984：27-32）。近い将来、甲賀郡条里の研究もかかる困難に直面することは明らかである。その意味からも、決して近江条里研究のメジャーにはなり得ない本地域の、地割を中心とした基礎的検討も無意味ではないと考えている。その際留意したことは、条里型地割を含むある一定のまとまった地域を、地形条件や水利の関連を重視しながら、総合的に把握しようとしたことである。現地調査としては犬上郡の場合（高橋・小林・野間1984）を踏襲して、一筆ごとのマイクロな水利や田面の測量を実施した。

## 2. 甲賀郡条里に関する既往の研究と問題点

前節でも触れたように、甲賀郡条里の研究蓄積はきわめて少ない。管見のかぎりでは、昭和2年の『滋賀県史』（1927）の次の記載が初見である。山がちの地形のため「郡を通じて条里を割付けることは困難」であり、14世紀の史料から「條は郡の北西境に起って東南に進み、里は石部町の南方から東北に進んだ如く見える」。『県史』の条里呼称の方向の復原の根拠となったのは次の4文書である。

- (1) 建武2（1335）年下文（「山中文書」）相木御厨本郷名田内没収領十六条五里冊六坪
- (2) 貞和5（1349）年寄附状（「竹内文書」）合三反三百歩三條二里廿七坪
- (3) 正平9（1354）年寄進状（「岩根高倉神社文書」）高倉宮御寄進岩根郷内田坪付事合  
十條四里十四坪 一段分米六斗 十一條六里九坪 大分米四斗
- (4) 正平9（1354）年寄附状（「岩根貴船神社文書」）五里什一坪、六里

廿一坪

六里廿二坪

いずれも条里施行当時からかなり隔たった時期の断片的な史料であり、<sup>せんぱく</sup>阡陌の起点や坪並は判明しない。『水口町志』（1960：70-91）、『甲南町史』（芦田1967：222-223）、『石部町史』（1959）の記載は上にあげた史料による『県史』の説の踏襲にすぎない。

服部昌之は栗太郡周辺の条里を検討するなかで、甲賀郡条里について、地形的制約によって下流域平野のように一連の広域分布はみられないとしながらも、石部町から甲西町三雲にかけての野洲川左岸、対岸の甲西町菩提寺・岩根・朝国、水口町旧柏木村から水口城址、対岸<sup>たき</sup>杣川沿いの貫生川から牛飼、甲南町宝木・森尻、池田、甲賀町大原市場、水口町（原文の土山町は誤り）<sup>まが</sup>巖峨に条里地割を指摘した（服部1974：30-31）。この箇所は、のちに条里呼称は不明だが坪並が明確な条里地割として図示された（服部1979：1213-1214）が、細部については小縮尺地図のため示されていない。地割の方位としては、<sup>たき</sup>杣川流域の一部を除いてN33°Eで統一的に施行され、仁和2（886）年以降の東海道<sup>の</sup>の推定直線ルートが基準になったと推定している（滋賀県1927）。

服部の条里研究の方法は空中写真を中心にして坪界線を復原したものであり、『県史』の水準を一步抜きでたものである。しかしこれ以後、甲賀郡条里についての研究はなく、『県史』と服部の指摘がわれわれの出発点となる。

## 3. 野洲川本流河谷周辺の条里型地割の分布

本来条里の歴史地理学的研究では、条里呼称法と条里地割の両者があいまって有機的な進展が期待できる。金田章裕の提唱する「条里プラン」（金田1985：14）もかかる意味あいをもった用語である。しかしながら、甲賀郡の場合は、遺存呼称の少なさから、地割を中心にせざるを得ないし、後に述べるように地割変形もかなりみられるため、条里型地割という語を用いるこ

とにする。

本章では、比較的連続的な分布のみられる石部から水口にかけての野洲川本流河谷を対象とする。

(1) 石部～三雲の野洲川沿岸

石部町・甲西町発行の1/2500地図(1969・1973年測量、以後部分修正)をもとに、役場所蔵の地籍図と空中写真で補いながら坪界線を復元したのが図9-1である。この地域は、甲賀郡内では、最も条里型地割がよく残存しているところである。しかし、左岸側にほぼ完全なかたちで8里、不完全なものまでいれると10～11里分が分布するが、右岸には不完全なかたちで2里たらずがみられるにすぎない。この不均等分布は何が原因となっているのであろうか。

ここではひとつの手がかりとして、地形条件をとりあげてみたい。図9-1の地形分類は、1/25000土地条件図「近江八幡」,「水口」(ともに1984年発行)の分類を簡略化したものである。兩岸を300～500mの山地に囲まれた幅約1.5kmの細長い谷底平野が、栗太郡界となっている狭隘部と、三雲の閉塞部によって袋小路のような地形を呈する。

空中写真から判読できる野洲川本流の旧村道は右岸の正福寺・菩提寺付近に明瞭に認められ、ここには条里型地割はみられない<sup>2)</sup>。一方その4～5km上流の岩根・朝国付近にも旧河道が認められるが、その北にのびた低位段丘面はきっていない。条里型地割はこの段丘面にほぼ限られ、その用水源は野洲川本流の大字泉地先の標高150m地点に求めている。この用水が榊岩用水で、低位段丘面の高みをたどりながら両大字を灌漑している(灌漑面積は約135ha)(滋賀県1964:25)。この用水の起源沿革は不明であるが、流路の位置からみて野洲川の旧河道を利用したものではなく、明らかに人工の施設であり、近世以前に開削は溯ると推定される。もしこの用水がなければ、谷底の氾濫原から比高2m近くある段丘面の灌漑は支流の思川から引くしか手がない。しかし水量の点から、この条里型地割分布域をすべてまかなうことは不可能と思われる。

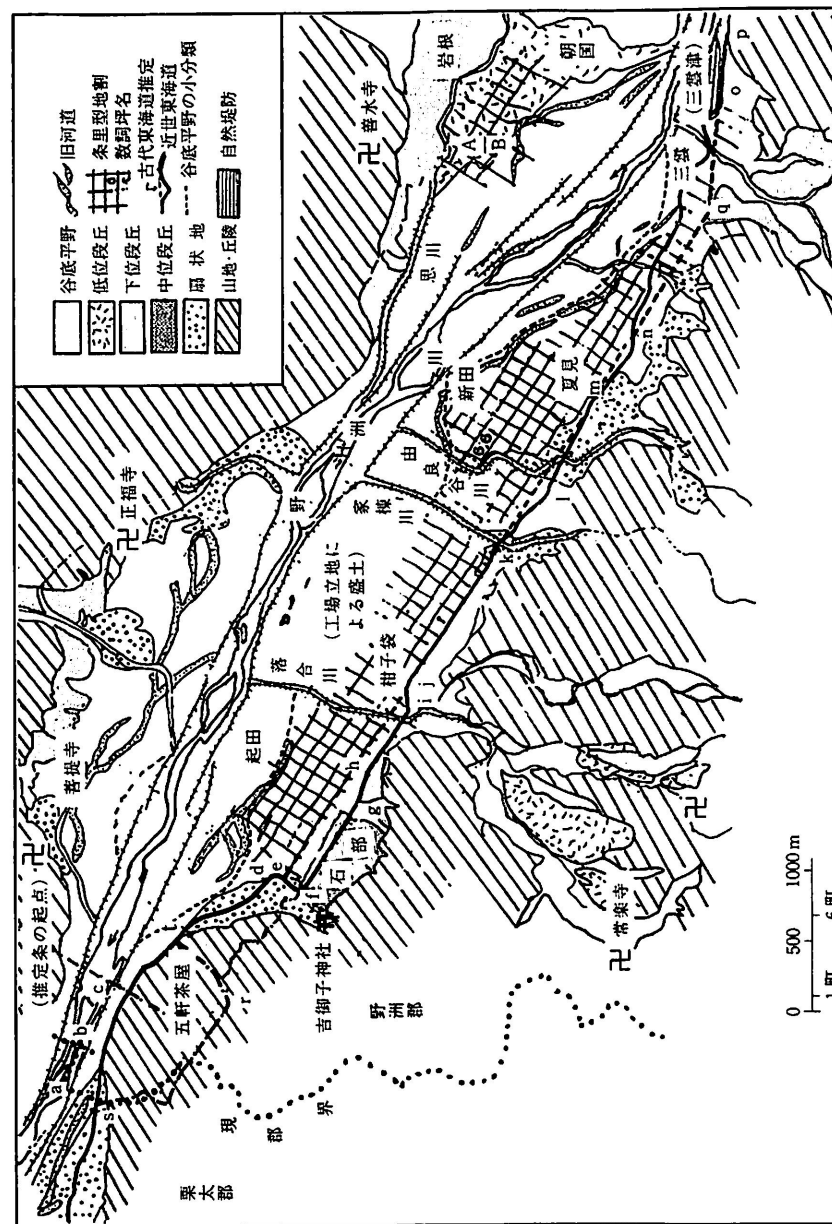


図9-1 石部～三雲条里型地割と地形

## 第4編 近江盆地の稲作社会

ここの地割の特色は坪界線がはっきりしているが、形が歪んでおり、例えばA・Bの坪などは1/1000地図上の計測では対角線の比が、1.1～1.2の平行四辺形をしていることである。しかしこの歪みは全体にみられるものではなく、基本的な地割の方位は野洲・栗太郡と同じN33°Eである。したがってこの歪みは、古地割というよりも地形による変形と判断したい。

一方左岸の条里型地割は右岸とは対照的に、現在の野洲川が形成した沖積面に位置する。土地条件図では谷底平野・氾濫平野で一括されているこの部分も、1/2500の地図や空中写真の判読では条里型地割の川側の限界付近に沖積面の不連続な部分がみられ、より微視的な分類では、沖積Ⅰ・Ⅱ面というように2つに分けることが可能である。ここではその境を点線で示しておいた。

条里型地割の分布しない谷底平野は、盛土をして工場が立地しているためにもとの地形がはっきりしない部分もあるが、「流れ」・「河原」・「新開」・「中嶋」などの小字名が暗示するように不安定な耕地であり、条里の施行はなされなかったと推定したい。この氾濫原の開発はおもに近世になされた。ここに鎮座する川崎神社は起田といわれる新田村の氏神といわれ、元禄6(1693)年には氾濫で荒廃した耕地を再開発したという伝承がある(石部町教育委員会1959:250)。

左岸の条里型地割は坪界線がほぼ正確に1町四方、N33°Eの方位をしており、半折型が約7割をしめる。また地割内部の乱れも少ない。この地域の水利は野洲川に流入する落合川・家棟川・由良谷川に依存しており、河道自身も地割に沿って改変された疑いが強い。

それに対して氾濫原の新田地帯は野洲川から河床を掘削して取水している(村井用水・起田用水・三部落用水・二の井用水)。条里の山麓側をかざるところには近世東海道がはしり、下位段丘面上に石部宿が位置する。しかしこの道の起源はもっと古く、古代の東海道の連続することはほぼまちがいない。近世の東海道が細部で屈曲していることは図9-1からも明らかであるが(d-e-f, g-h, i-j, k-l, m-n, n-oなど)、古代の官道は最短距離を直線的に結んでいたという足利(1966:33-60)の見解を参酌しながらそのルート

を推定すると、破線のようになるのではないだろうか。

栗太郡手原・伊勢落から甲賀郡界ともなっている野洲川の狭隘部を川づたいに石部にはいった道は、条里地域のf-g, h-i, j-kの箇所では地割と同方位をとる。またi-n間の近世東海道のふれはちょうど1町分にあたる。この1町幅の部分に条里が施行されたという確証は人家が密集していて得られないが、吉永・三雲付近の延長上に直線的な地割が遺存することから可能性は残しておきたい。

ところが三雲地籍の小字東代には条里型地割に斜行する地割や水路が認められ、これはo点の延長上にきて、谷底平野と下位段丘面との境界のqにつながる。またm-q線は条里型地割を踏襲しており、これを古代東海道の痕跡と考えたい。

つまり図9-1の範囲では大部分が条里型地割の坪界線上にのっており、この条里が東海道よりあとで施行されたという前提にたつならば、服部が指摘したように古代東海道の推定直線ルートが基準になったという説は説得力をもつ(服部1974)。

石部から東のルートに関しては上述のルートが主であったと考えて大過ないが、fから200mあまりの山越えでr-sに向かう径路が大正9年測図の1/2500地形図にはでており、ほぼ条里の方向と一致することは興味深い。しかし、t-r-sのルートは天和3(1683)年に野洲川洪水の迂回路として膳所藩が設けて、石部から農民を移住させたという記録があり(五軒茶屋がその場所にあたる)<sup>3)</sup>、近世的な道であるが、より以前にあって廃道になっていた古代東海道を踏襲して改修したとの考えも捨てざることはできない<sup>4)</sup>。

## (2) 水口・貴生川周辺

三雲の狭隘部を越えて上流に向かうと野洲川は最大の支流である柚川を分ける。この2つの川の合流点周辺には、かなり広範囲に条里型地割が分布する。図9-2にその概要を示す。地割検出の方法は図9-1と同様で、凡例も図9-1に準じる。

大きくは次の4つのブロックに分かれる。



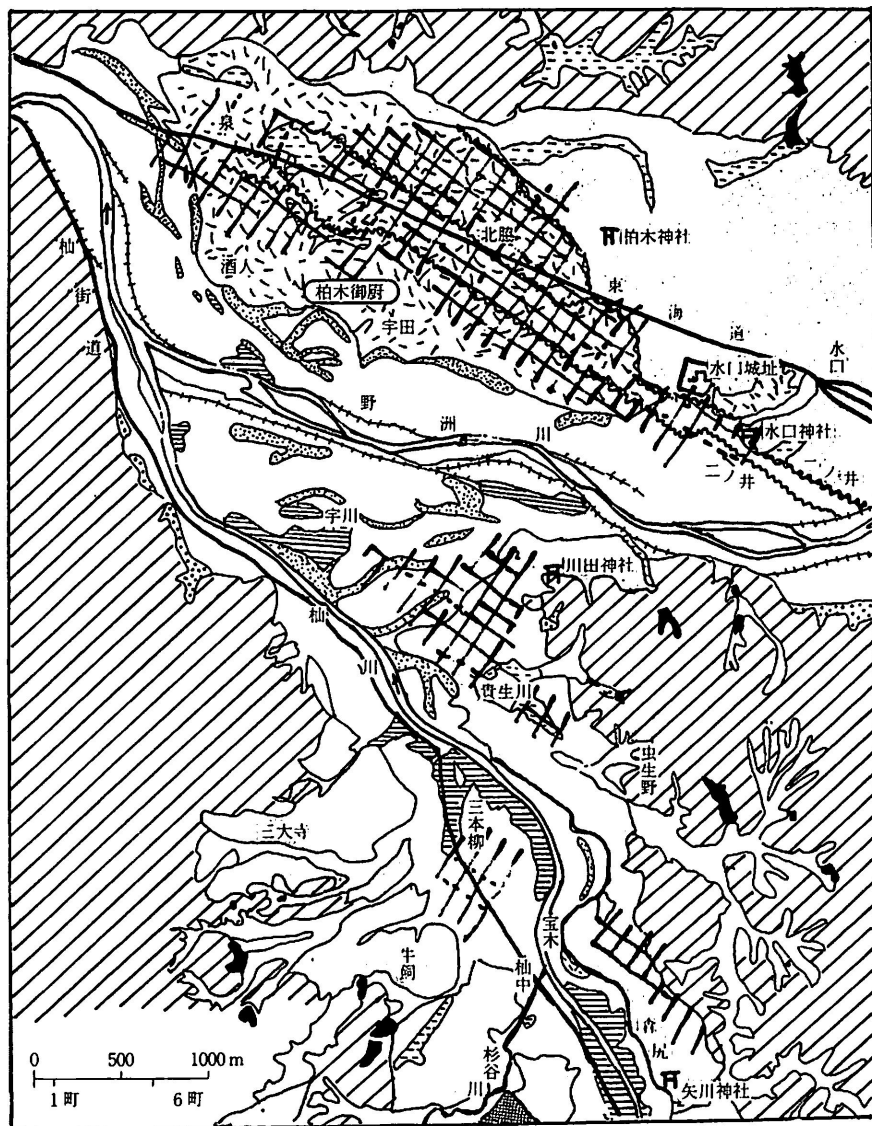


図9-2 水口・貴生川付近の条里型地割と地形  
(凡例は図9-1に準ずる。横破線の地形分類は凹地の浅い谷を示す)

- (i) 野洲川右岸の柏木・水口周辺
- (ii) 野洲川左岸の貴生川周辺
- (iii) 杣川右岸の宝木・森尻
- (iv) 杣川左岸の三本柳・牛飼周辺

以下、順を追ってその特徴を述べよう。

まず(i)は標高152～168mの低位段丘面に大部分の遺構が位置する。不完全な地割まで含めて坪区画にして約150を数える。坪内地割は半折型やその変形したものが卓越し、正確な長地型は1坪しか検出できなかった。坪界線は復原力が強く、1/2500水口町基本図からの計測ではほぼ1町四方の整形が多い。

ところでこの地域は平安末からは伊勢大神宮領の相木御野に故地の一部とされている(水口町志編さん委員会1960:79-91)。この条里水田への灌漑はどの様に行われたであろうか。現在この段丘面の水利は、水口橋上流右岸の2か所で野洲川から直接取水している。一ノ井、二ノ井といわれるのがそれで、『泉史第5巻』によると、前者は水口・林口・泉・北脇が受益地で灌漑面積2458反、後者は泉・酒人・植・宇田・水口の5か字で1339反である(滋賀県1928:528)。

綾野井(柏木神社と水口城址を結ぶ線より東の下位段丘面が綾野と呼ばれた)ともいわれるこの水路の開削は、伝承では天文元(1532)年で、その翌年完成したというが、『甲賀郡志』は天正13(1585)年中村一氏が岡山城外郭(水口古城)を作ったため南に開墾したと記している(甲賀郡教育委員会1926:106-107)。しかし、いずれも確実な史料に基づくものではなく、村田修三も指摘しているように条里遺構の分布と域が重なりあうことから、その前身の井溝はさらに時代を溯り得ると考えたい(村田1983:384-385)。やや大胆な見方をすれば、野洲川本流から直接に取水できたからこそ条里型地割が実際に施行され、荒廃することなく現在まで維持されたともいえるのではないだろうか。

この観点から一ノ井・二ノ井を微地形との関連でみると、いずれも低位段丘面上では水路が通る部分は1mごとの等高線が谷状に入り込んでおり、浅

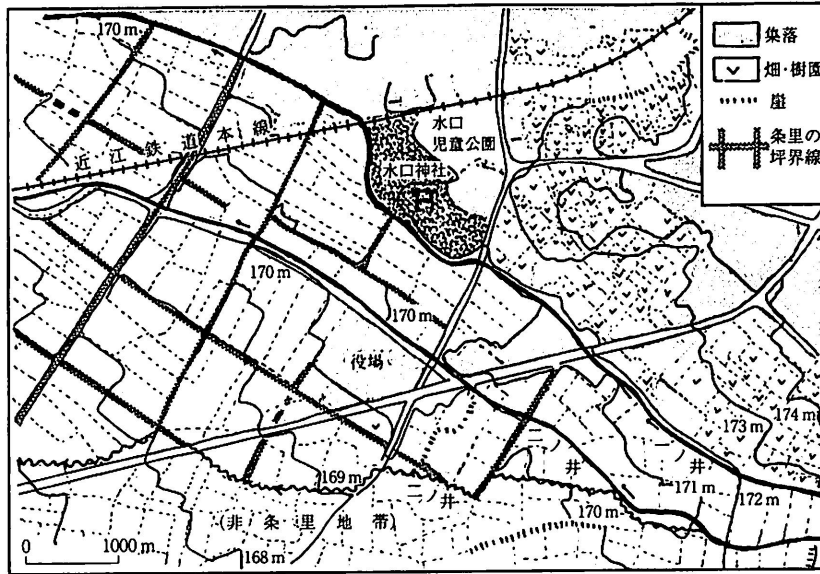


図9-3 一ノ井・二ノ井水路と周辺地割

い谷を利用していることがわかる（図9-3）。しかも水路は部分的には条里の阡陌に沿いながらも、各所で斜めに横切っており、微地形をうまく利用した条里に先行する可能性もある人工の施設である。二ノ井ではさらに谷底平野の部分にも旧河道の凹地と推定される等高線の入り込みにつながる。一方の一ノ井は下位段丘（畑・樹園や集落の土地利用が卓越）崖下を標高の最も高いところを選びながら低位段丘面にはいあがるルートをとる。この取入口付近には、この一帯の開拓神をまつるといわれる式内社の水口神社が位置するのは興味深い。

次に(ii)を検討する。ここの条里型地割は、甲賀丘陵に張り出した下位段丘面に主として分布し、一部がその延長上の氾濫原にも存在する。歴史時代における野洲川の乱流はかなり激しかったようで、氾濫原にはおびただしい旧河道の痕跡が空中写真から読みとれる。とりわけ北内貴と宇川をつなぐ旧河道は顕著で、応永30（1423）年黒河西盛定が寄進した「宇治川原保内」の

5筆の四至記載に「西宇田道」とある「山中文書」138（『水口町志』所収）を根拠に、村田修三は中世の宇治川原（現・宇川）と宇田が河原続きの土地、すなわちともに野洲川右岸にあったことを示唆している（村田1983：384-385）。条里の施行はこれ以前であるから、(i)と(ii)は同一のプランのもとでなされた可能性が十分考えられる。ちなみにどちらの地割もほぼN33°Eで共通する。

その傍証として、1）村田が指摘した宇田の河原田が、「…右於条里坪付者、相尋政所、云田地之在所、云所当之分限、平均可配分者也…」と畦畔さえはつきりしない不安定な水田であったが、条里の坪付は行われていたことと（山中文書）、2）左岸に位置する下位段丘面と15世紀には右岸の氾濫原であった部分の条里型地割が連続することがあげられる。

条里地域への水利は、野洲川左岸内貴橋付近から下位段丘へのぼって、下流へ配水している。これも人工的な施設である可能性が強い。

旧甲南町の北端に位置する(iii)の条里型地割は坪区画が13あまりの小規模なものである。甲賀郡が近江の他の郡と異なってほとんど数詞地名を残さない<sup>5)</sup>なかで、連続的な数詞小字が存在する唯一の場所である。図9-4はこの付近の小字名を役場資料から抜き書きしたものである。

大字森尻に九ノ坪、十七がそれぞれ2坪分の領域を占めているほか、大坪、八里の小字名もみられる。条里型地割が分布するのは柚川の狭い下位段丘面に限られ、旧河道によって氾濫原とははっきり画される。しかしこれだけの数詞坪地名からは坪並の復原は困難で、条里の方向との関連性は今後の課題とせざるを得ない。八里は延宝7（1679）年の検地帳の地名には出てこない地名であり（甲賀郡教育委員会1926：106-107）、不詳であるが、里呼称との関連は薄いと考えられる。この地域の水利は、山ぎわの水田が一部私有のため池によって灌漑されているが、大部分は深川・森尻・虫生野の3か大字約60町歩の共同井水である千町井水によってまかなわれている（声田1967：222-223）。

最後に柚川左岸の(iv)であるが、すでに圃場整備が完了しており詳細は不明である。空中写真の判読などによってこれまでの事例と同様のN33°Eに近

い若干の条里型地割があったという指摘にとどめたい。

#### 4. 杣川中・上流河谷の条里型地割の分布

前節では2つの地区の杣川沿いの条里型地割について検討したが、いずれも野洲川本流沿いに分布するものと近接している。しかも地割の方位はN33°Eで、河川灌漑地域であることが共通している。ここでは前節をうけて、より孤立的・断片的な分布をする杣川中・上流地域について考察する。しかし同じ河谷平野であっても地質・地形や水条件がかなり異なるため、最初にそれを概観してから条里型地割の検討にはいる。

##### (1) 杣川流域の自然の特異性

この地域は河谷平野の幅が1.5 kmから1 kmと狭まるだけでなく、次のような自然的特色を有する。

まず第一に、流域は古琵琶湖層群（鮮新～更新世：500万～20万年前）の丘陵から構成されている。なかでも320万～250万年前にかけて堆積した、粘土を主とする佐山累層が100 mあまり堆積しており、それがこの地域の農業や開発に与えた影響は大きい。土地の人によって「ズニン」とか「ヌリ」と呼ばれているこの土質はきわめて重粘で、伸縮性が著しい。そのため早魃の際にはひび割れや床割れを生じて復旧を困難にする（木村 1959：52-53）。昭和40年頃までは冬のあいだ人為的に水田に水を貯溜して床割れを防いでいた。湖南地域では例外的に一毛作田が9割占めていたのはこの理由による<sup>6)</sup>。

第二に、現在の杣川が形成した沖積低地（氾濫原）はわずかで、水田の大部分が段丘面と古琵琶湖層の丘陵を侵食した樹枝状谷に分布する。杣川と段丘面上の水田面とのあいだに相当の落差があり（旧甲南町池田付近で約5 m）、杣川の水を引くにはかなり上流に井堰を設けなければならない。しかも集水域が狭いため水量は潤沢ではない。

第三に、上述の特色と関連するが、河川灌漑地域はかなり限られており、

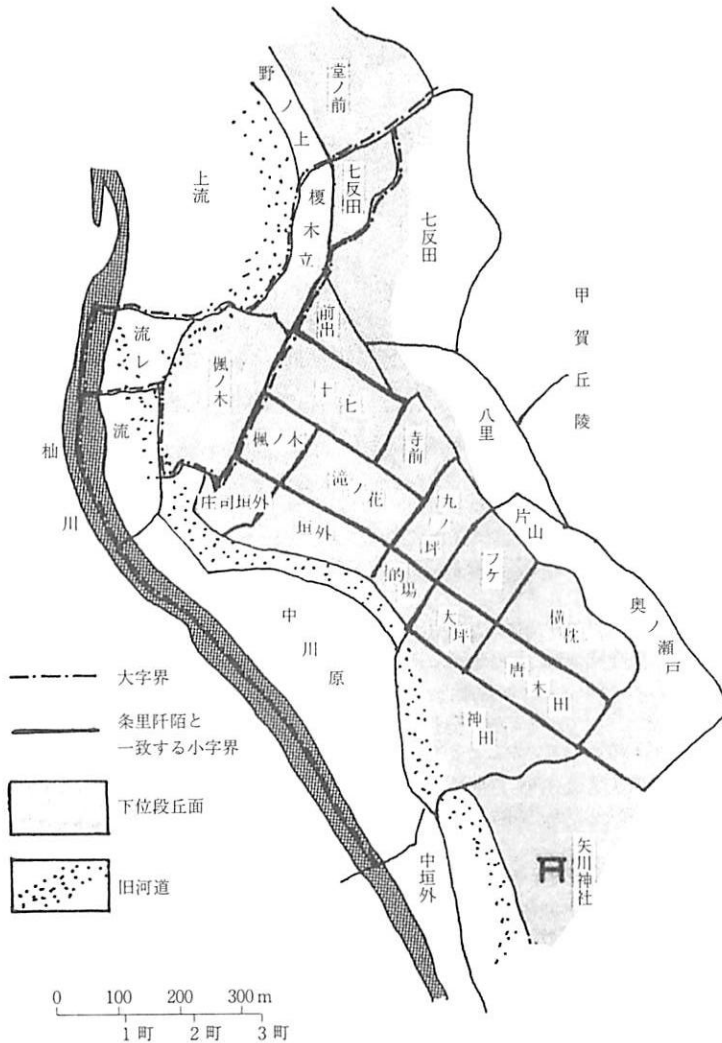


図9-4 森尻・宝木周辺の小字名と地形条件

最も中心となるのはため池灌漑である。それも不可能なところは天水や谷水に依存している<sup>7)</sup>。

(2) 旧甲南町池田の条里型地割とミクロな水利

柚川中・上流で条里型地割が現在みられる唯一の場所である。集落は柚川の左岸の段丘面上に8のブロックに分かれて立地する。それぞれが別個の垣内(村落内の地縁的小集団)名で呼ばれる<sup>8)</sup>。

(i) 灌漑水利の概観

図9-5にみるように、現在の池田の水利は河川掛かりとため池掛かりに大別される。河川掛かりは東隣の大字である滝の小字柿立(小名;平田)にある池田井堰から取水して、滝領内を通過して池田の田地を灌漑する。現在の井堰は明治7(1874)年に当時の戸長であった豊田奈鹿重郎が尽力して330間余の暗渠を穿ったものであるが、それまでもほぼ同じ位置に旧井堰があったようである。注目すべきは池田の条里型地割が大部分この池田井堰の灌漑範囲に含まれることである。この点は次項で詳しく検討する。

ため池は表9-1に掲げたものが主なもので、大きく次の6つの系統に分かれる。

- (1) 大日池掛かり
- (2) 新大日池掛かり
- (3) 上坊谷池・下坊谷池掛かり
- (4) 巖谷池掛かり
- (5) 梅田池・古ノ古池掛かり
- (6) 笠間池・新笠間池掛かり

このうち受益面積の最も広いのは笠間池であるが、大部分は野尻にある太田池ほか5つの子池にいったん貯水されて大字野尻に配水され、池田の灌漑域は「西鳥喰」・「白山」の2小字にすぎない。

池田で最も重要なため池は大日池であり、その築造は正徳2(1712)年とされる。大日川と呼ばれる柚川に流入する小河川を堰止めたものであるため、土砂埋没により大正年間にはすでに「溪流ヲ間接ニ引水スルニ過ギズ」(滋

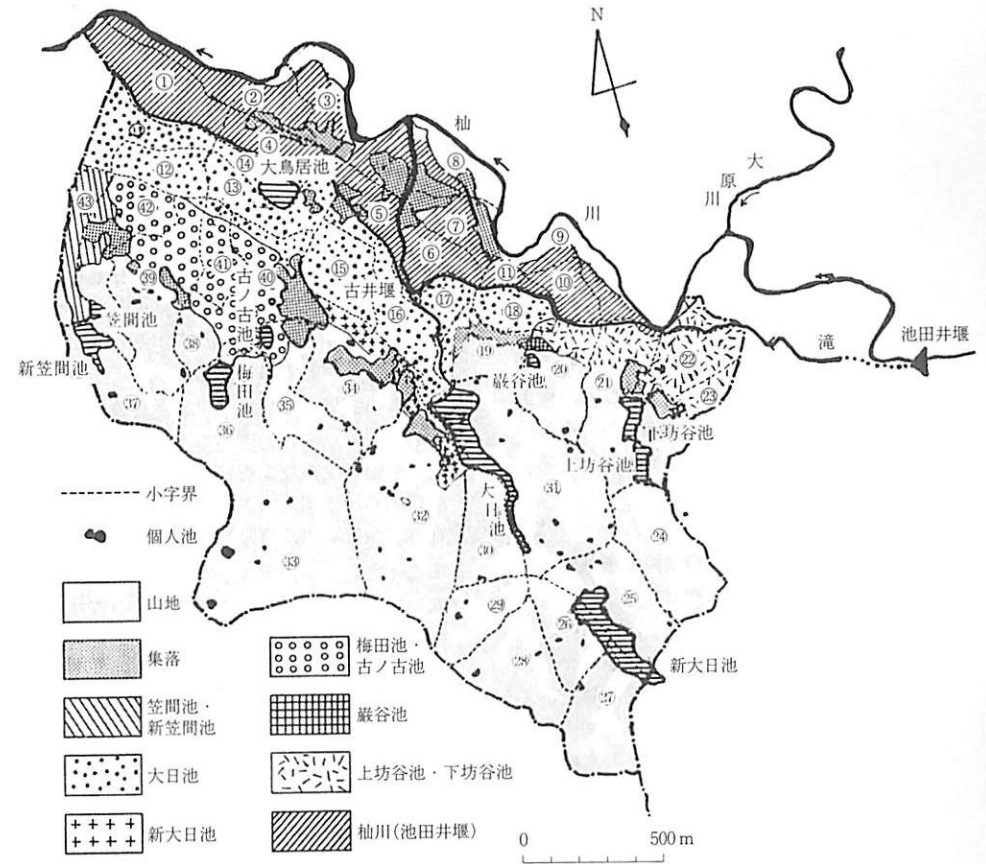


図9-5 池田の水利と小字

- |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
| ①吉原  | ②川岸  | ③溝口  | ④平町  | ⑤竹城  | ⑥綾戸  | ⑦狭間  |
| ⑧夷川  | ⑨上吉田 | ⑩下吉田 | ⑪太田代 | ⑫今宮  | ⑬瀬古口 | ⑭大鳥居 |
| ⑮美畔  | ⑯小柳  | ⑰吉井  | ⑱海添  | ⑲八田  | ⑳山添  | ㉑坊谷  |
| ㉒松尾前 | ㉓松迫  | ㉔三界  | ㉕東押才 | ㉖西押才 | ㉗又八  | ㉘鴨岡  |
| ㉙杉尾  | ㉚万丁  | ㉛大日  | ㉜鍛屋川 | ㉝柏尾谷 | ㉞奥ノ谷 | ㉟古ノ古 |
| ㊱上梅田 | ㊲笠間  | ㊳中梅田 | ㊴東鳥喰 | ㊵中野  | ㊶下梅田 | ㊷西鳥喰 |
| ㊸白山  |      |      |      |      |      |      |

賀県内務部 1924：460) という状態であった。昭和 36 (1961) 年には県営の仙川沿岸用水改良事業で上流に新大日池が築造されて、天水田の灌漑田化に寄与した。

下坊谷池・梅田池は延宝 7 (1679) 年池田村検地帳に出現しており、それ以前の築造であることが判明する。ほかのため池は年代が不詳であるが、近世中期までには新大日池掛かりを除いて現在の水利体系がほぼ完成していたと推定される。いずれも樹枝状谷を堰止めた「谷池」である。

唯一の例外は大鳥居池で、平坦地の「皿池」といえよう。この築造年も不明であるが、池田区有文書(文殊院保管)に、大日池が描かれた年代不詳の絵図にはこの池がなく、明治初年の作と推定される「池田村地引絵図」には存在することから、18世紀後半から19世紀前半と考えたい。この池ができるまでは図 9-5 の古井堰の地点にため池が存在した(前出の絵図)。

このため池は池田井堰からの水路と大日川との交点に位置し、図 9-6 の水路系統からもわかるように両方の用水がいったん混ざり、再び分流することを意味する。現在はそれが大鳥居池によって置き換えられたにすぎないのである。

このほかに表 9-1 にでてこないため池も大字内には数多く存在する。いずれもきわめて小規模なもので、「しょうず」とか固有名詞を付さずに単に「い

表 9-1 池田の主要ため池

	受益面積 (ha)	集水面積 (ha)	貯水量 (千 m <sup>3</sup> )	築造年代	管理者
大日池	26.8	180	185	正徳 2 (1712)	池田
新大日池	39	148	118.7	昭和 36 (1961)	池田
下坊谷池	8	14	22	延宝 7 (1679) 以前	池田
上坊谷池	8	13	15	延宝 7 (1679) 以前	池田
巖谷池	1	2.6	4.5	? (近世以前)	個人
梅田池	18	10	40	延宝 7 (1679) 以前	池田
古ノ古池	10	10	5	? (近世以前)	池田
笠間池	40	11	46.2	宝永 3 (1706)	池田・野尻
新笠間池	9.0	3	12	近世後期	池田
大鳥居池	15	30	40	近世後期	池田

『甲南町ため池台帳』、『甲南町史』ほかより作成。

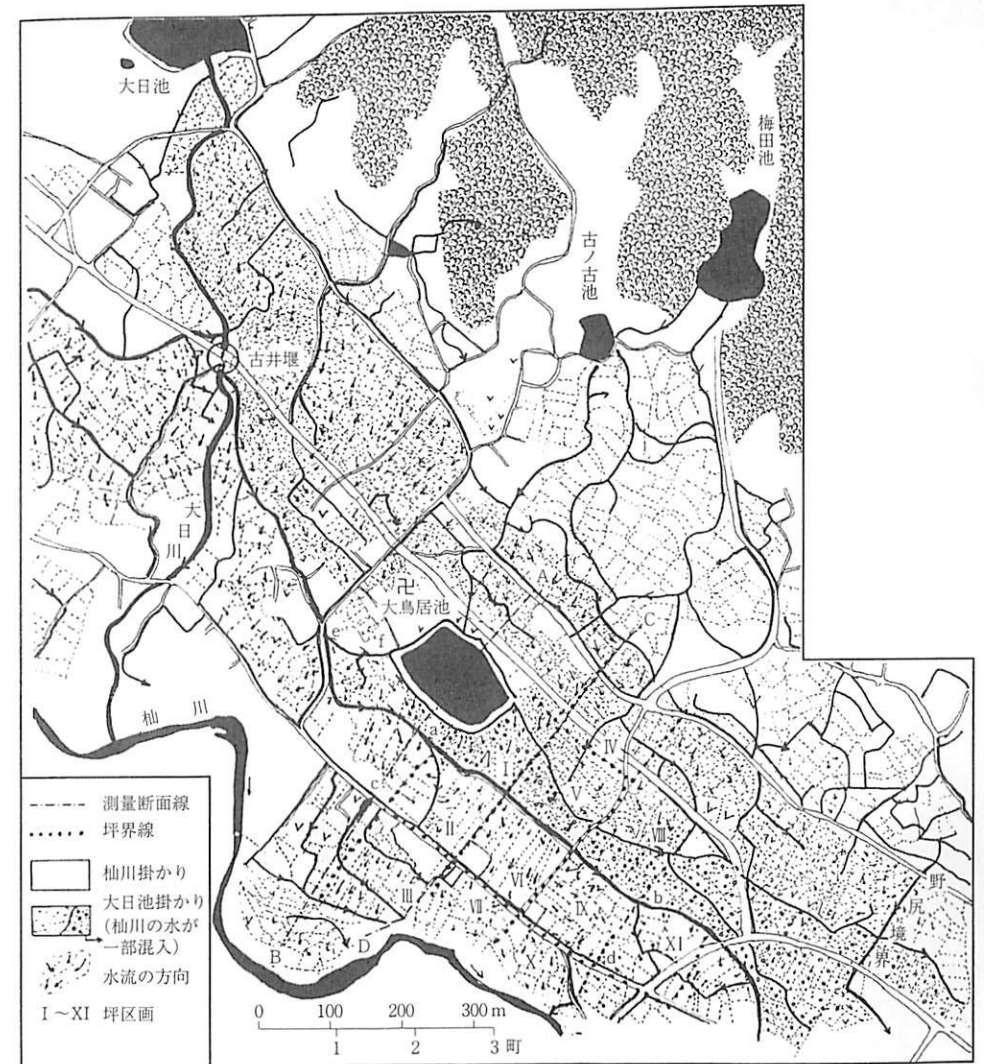


図 9-6 池田主要部の水路系統と地割  
(山ざわの水田の区画・水路は省略、方位は下が北)



け”と呼ぶ個人有のため池である。谷に位置するものは自然流下で、平坦地のものは人力（一部は揚水ポンプ）で配水するが、どちらも自分の耕作地以外には灌漑しないのを特色とし、この水はまったく私有的性格をもつものである。

#### (ii) 条里型地割内の水利

前項でながながとむらの水利システムを述べたのは、次の理由による。①たとえ断片的な遺構であっても、条里の存在は古代的開発のメルクマールになる。しかも史料のまったく欠如する地域でも遺構は存在する。このような場合に分布の説明を可能にする普遍的な因子に地形や土壌条件がある（籠瀬 1967: 318; 高木 1985: 238）。あとひとつが水利条件である。この場合、同時代史料が存在しないため、より古い水利形態を復原するには、現在の水利状況から遡及的に新しい要素を取り除く作業が必要である。②条里地域といえどもなんら非条里地域と物理的に隔てられているわけではないから、全体としてひとつのシステムを形成する。この最小のシステムとして、ここでは便宜的に大字を設定したのである。

池田に遺存する条里型地割は、明確なものが4坪区画、不完全なものまで含めると11坪区画ほどみられる（図9-6）。地割の方位はこれまでの事例と同じくN33°Eに近い。

坪内地割は野洲川本流沿岸のもののように、整った半折型はなく、あえて図中のVI区画が比較的整形に近い。そのほかの区画は不定形というべきもので、桑原公徳が飛騨国の条里で指摘したような筆数の多い辺境型条里地割（桑原 1976）としてとらえるのがよい。

しかしながら注目すべきは、坪界線の一部は池田井堰からつながる幹線水路となっており、I・V・Ⅷの4区画には現在でこそ河川掛かりの水が大鳥居池にいったんプールされてから灌漑されるが、大鳥居池の築造前は純粋に大日池掛かりであった点である。大日池は18世紀初期の築造であるから、それ以前はこの範囲は用水源をもたなかったことになる。a-b線を基準として施行された条里をのちにこの天水田の方まで延長したと解釈すべきであろうか、あるいは当初から天水田のところまで条里を施行したのであろうか。

筆者はそのどちらでもない解釈をとりたい。

図9-7は大鳥居池を条里型地割の方向に沿って山側から杣川へ向かっての横断線（上図）と、IIとVIの区画を境する坪界線（下図）の2本のルートに沿って田面の水準測量を実施し、その結果から縦断面図を描いたものである。上図から大鳥居池の下では2.3mの標高差があり、水面から堤端までの比高1mを差し引いても、かなりのかさ上げを行っていることは確かである。また下図からこの人工盛土の部分の地形を推定できる。C点を起点としてほぼ250mの地点から350mの地点にかけての窪みと、水路を隔てての1mの落差は、原地形が浅い谷を段丘面上に刻んでいることを物語っている。

前者の浅い谷の一部を堰止めたのが大鳥居池である。この池は一見「皿池」的にみえても平坦地に刻まれた微地形を利用した「谷池」的性格もあわせもつものである。このような「皿池」はより平坦と思われる奈良盆地床のため池にも多数みられる。

ではこの浅い谷は何によって形成されたものであろうか。これがまさに大日池から続く樹枝状谷の延長であり、図9-6の大日川から西側の地割の方向はこれに対応するものである。したがって、大日池築造以前でもこの浅い谷に沿って、I・IV・V・Ⅷの条里型地割の水田に大日川の水を引くことは可能であったと推定したい<sup>9)</sup>。以上くどくどとわずか4区画の条里型水田の水利について述べてきたのは、この水田が古代においても河川灌漑の可能性を

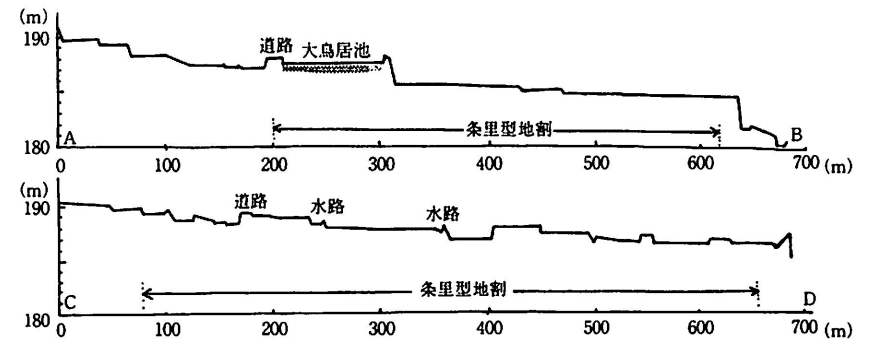


図9-7 池田の大鳥居池付近の測量による縦断面図

もっていたことを裏付けようとしたからにはほかならない。逆にいえば、池田において、非条里地域はため池の築造によってはじめて安定した水田となるのであり、その本格的開発は近世になってからと推定される。この点からも、梅田池など池田のほかのため池が樹枝状谷を単に堰止めたのと異なり、大日池は柚川に流入する一谷川である大日川を堰止めたのであり、性格を異にすることは銘記しなければならない。

### (3) 旧甲賀町大原市場・相模付近

柚川とその支流である大原川の合流点付近にも小規模ながら条里型地割がみられた。しかし昭和56年度の圃場整備事業によって旧地割がまったく改変されてしまったため、従前の地割が記入された1/3000地図から必要部分をトレースし、細部や田面高は1/1000地図(旧甲賀町役場所蔵)によって補った(図9-8)。

この地域も氾濫原は現河道に沿ったきわめて狭い部分に限られ、ほとんどが段丘化した水田である。土地条件図では段丘下位面、植村善博が低位段丘I・II面(植村1979:147-160)とした部分にあたる。

条里型地割はこの面に8坪区画分布し、このうちII区画などは半折型が明瞭であるが、そのほかの区画の坪内地割の乱れが著しい<sup>10)</sup>。

この条里型水田への配水は水路a-b-c-e, e-f, e-g, e-h, b-j-k, j-m, n-m-kによって行われ、これらの水路の取り入口は、約1.5km大原川を遡った地点であり、二ヶ村井手と呼ばれるものである。この井堰の灌漑範囲は、鳥居野(5町)、相模(17町)、大原市場(20町3反)の3か大字にわたる比較的柚川流域では規模の大きなものである。条里型地割はその末端に分布する。かつては「三反ニ一箇ノ井戸アリテ之レヲ汲ミ上げ使用ス…字松ノ木ニハ湧水アリテ常ニ之ヲ補水トス」(滋賀県内務部1924:460)という水不足地であったが、このあたりでは条里が施行できる数少ない平坦面でもあった。

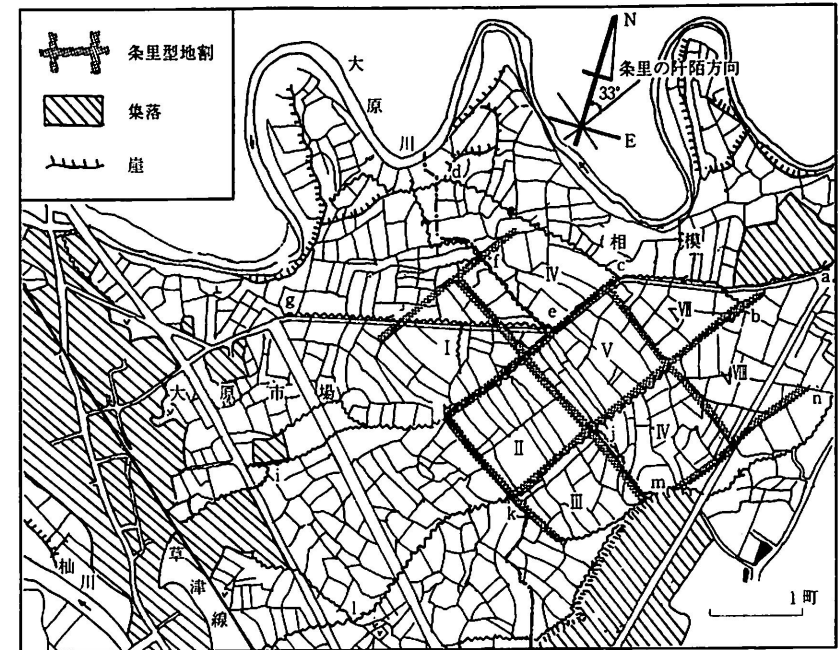


図9-8 大原市場付近の圃場整備前野地割  
(1点鎖線は大字界を示す)

## 5. 条・里区画の復原に関する試論

最後に条里の条・里の方向について、たぶん憶測をまじえたひとつの私見をしめしておきたい。

条里呼称が書かれた史料は2節であげた4文書にすぎないため、もとより正確な復原は困難であるが、信楽盆地や土山町域の野洲川上流河谷には条里型地割の分布が認められないため、西の端を栗太郡界とする横長の範囲となる。

文書(1)の十六条の地は水口町柏木付近に比定してほぼ間違いはない。近江の

ほかの郡の条里呼称法を検討すると、大規模条里に関しては次の2つの原理が導きだされる。すなわち、

- (1) 条は郡全体に統一につけられるのに対して、里は地形などに応じてどこから一里が始まるかは一定していない。
- (2) 湖東では条は西北から東南へ、湖西では南から北へという琵琶湖を中心とした右回りの方向をとる。

この原理(2)を条里型地割の分布する甲賀郡域にも適用すると、十六条は野洲河に沿った方向では無理である。条の方向は野洲川に直角にひかざるをえない。そうすれば、文書(2)の三条は西寺(石部町)、文書(3)は岩根付近にうまく合致する。つまり、2節冒頭に引用した【県史】の記述は正しいことが裏付けられる。

ここで注目される事実が浮かびあがってくる。近江の他の郡がすべて原理(2)に合致するのに、甲賀郡だけが例外となる。この理由はよくわからないが、琵琶湖から隔離した地理的位置のために、あえて独自のプランによったのかもしれない。

里の線に関しては、原理(1)(これは近江に限らず全国的にあてはまる)によって、どこから一里が始まるかは特定できない。しかし、推定の古代東海道をひとつの基準線とすれば、野洲川河谷の形状と条里型地割の連続的な分布から、あえて石部から水口までの本流河谷には統一的な里呼称が付けられたとの見方も無理ではない。一方、里線は南から北への方向に進んでいったと推定される。その根拠を以下に述べる。

位置のほぼ確かな文書(1)の五里から南にたどると、文書(3)の四里、六里は右岸の岩根付近の谷底平野の水田部分にあたる。さらに三里の線が左岸の連続的な条里型地割の部分に相当する。しかし文書(2)の二里は西寺の山間部に比定せざるをえない。ここでは条里型地割はみられないが、呼称法だけが座標軸的に用いられたと解釈すれば矛盾はない。この場所は天台の名刹常楽寺があり、寺近くに寺料田があったとするならば上の説とは齟齬しない。

坪並に関しては、条・里の区画線が上のプランにのっとっているとすれば、常識的には条・里の若い番号から始まるはずであるが、先に述べたように坪

並に関する断言は避けたい。

しかし、上に述べたプランが4節でとりあげた杣川流域の条里まで敷衍できるかどうかは地割りの方向はほぼ同じであっても疑わしい。それほど杣川沿岸の条里は断片的なのである。

## 6. まとめ

近江の条里研究で著しく立ち遅れていた甲賀郡条里について、これまで地割の復原と分布というきわめて基本的な歴史地理学的手法を用いて検討してきた。準畿内という位置にありながら、史料の欠如という関東やそのほかの辺境的な地域での条里復原の状況と同じ困難性が甲賀にはあった。われわれはその閉塞的な状況を打開するひとつの方法として、地形条件や水利条件からの説明を試みてきた。

その結果、次の3点が確認できたと考えている。

- 1) 条里の分布は栗太郡界から野洲川本流・杣川河谷にまで広がるが、より連続的な分布の野洲川本流と、断片的な杣川流域に大きくグループングされる。これまで縁辺と一括されてきた甲賀郡条里も詳しくみれば、この二大別が適切なように思われる。
- 2) しかし、いずれの地域においても、条里地域の灌漑の基本は水量の豊富なその流域の本流やそれに流入する支流からであり、滋賀県内で最もため池依存率が高い甲賀郡のイメージからは予想外のことであった。ここで想起されるのは、中野栄夫が精査した愛知川中流の例である(中野栄夫1975)。ため池・井戸に依存する割合の高い扇状地のなかで条里地割が残存するのは、愛知川に水源をもち段丘面をはいあがるようにして灌漑する愛知井であることは、はなはだ示唆的である。
- 3) 条里プランについては資料不足から断定的なことはいえないが、地割の方向は野洲・栗太郡と共通するが、条・里の区画線の方向は琵琶湖に接するほかの郡とは異なり、独自のものである。



以上の基礎的な検討でやり残したことも数多い。なかでも野洲川上流の土山町域の調査ができなかったことは、条里の甲賀郡での限界を押さえる点でも残念である。また樹枝状谷の近世的開発や農業技術との関わりもこの小埧を背後から補強するものと思われるが、これは今後の課題としたい。

## 【付記】

本章の初出は野間ほか（1985）である。条里地域の実態調査は1983年7月に実施した。そのため条里型地割の分布の記載も基本的には当時の状況を表わしている。その後、甲賀郡条里に関しては高橋美久二（2004）が詳しいプランの考察を行っている。本書中の甲賀郡の町名は現在はすべて甲賀市になっている。

## 注

- 1) 『近江坂田郡志』中巻（1913）を嚆矢として、1921年の郡制廃止を契機とした『近江蒲生郡志』1巻（1922）をはじめ、犬上郡を除く11郡志と、『滋賀県史』第2巻（1927）。
- 2) 野洲川の右岸、菩提寺～岩根を山麓づたいに結ぶ道を古代の東海道とみなす可能性がまったくないわけではない。朝国にある小字「大道」・「馬場」や、鈴鹿越えの東海道が菩提寺付近で野洲川を渡り右岸を甲賀駅（柏木御厨に比定）に向かったとする『水口町志』の図などがその考え方の例であろう。しかし、ここでは常識的に三雲津あたりでの渡河と推定して、条里型地割がより残され、水害の危険性も少ない左岸説をとりたい。
- 3) 「新田百姓家 五軒、新道出屋敷 五軒、右新道筋野儀者西野間之内土橋より伊勢落村境。天和三亥年元往還大川堤欠仕、通路難相成候二付御往來付替被仰付、山之間切開捨八町八間新道筋と唱通路仕來候」（石部町教育委員会1959）
- 4) この場合、必ずしも伊勢落を通過する必要はなく、谷筋を経由して林（栗東町）あるいは金勝川筋に出るルートも可能性をもつ。しかし、正規の東海道はやはり野洲川に沿ったと考えるのが自然であろう。
- 5) 甲賀郡の数詞坪の小字地名は次の8つである。六ノ坪（甲西町針）、此坪（水口町宇田）、三十六（同泉）、一丁坪（同水口）、七ヶ坪（同磯峨）、一ノ坪（同三大寺）、九ノ坪・十七（甲南町森尻）
- 6) 『滋賀県市町村沿革史』（1967）によれば一毛作の割合は甲南町89%、甲賀町95

%である。

7) 現在では侵食谷の谷頭と氾濫原に限られる。

8) 現在の垣内は次のとおり。

出屋敷、中野、小谷、八田（西・東）、堀之内、小川、中嶋、田中、ほかに新興住宅でひとつの垣内をなす。

9) 大日池の築造以前にこの位置にミニため池があった可能性もある。

10) 図9-8の8つの坪区画の田面高の平均と標準偏差は次のとおりである。単位はm。

I	200.56, 0.29	II	200.88, 0.27
III	201.59, 0.65	IV	201.53, 0.14
V	201.84, 0.31	VI	202.73, 0.60
VII	202.60, 0.23	VIII	203.32, 0.53

200 mを超える標高での条里型地割は、現在分布が判明しているうちでは近江の国でここだけである。標準偏差の大きなⅢ、Ⅵ、Ⅷ区画はいずれも南に位置し、標高も高い。

## 文 献

- 足利健亮 1966. 「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する若干の覚え書き」 社会科学論集1巻, 大阪府立大学。
- 足利健亮 1974. 「吉田地区の条里遺構」（滋賀県教育委員会『草津市吉田の条里遺存地区の歴史地理学的調査報告』, 33-38頁）。
- 足利健亮 1983. 「古代の景観」（『八日市市史1』, 320-339頁）。
- 芦田 博 1967. 『甲南町史』。
- 石部町教育委員会 1959. 『石部町史』。
- 植村善博 1979. 「湖東丘陵の古地理と地形発達史」 立命館文学410・411（合併号）, 147-160頁。
- 籠瀬良明 1967. 『低湿地』古今書院。
- 門脇禎二 1953. 「湖東平野南部の総合調査・古代の村落」 地理学評論26巻6号, 260-264頁。
- 金田章裕 1985. 『条里と村落の歴史地理学的研究』大明堂。
- 蒲生郡役所 1922. 『近江蒲生郡志』1巻。
- 木村憲治 1959. 「杣川沿岸（通年滞水地帯）の土地利用について」 滋賀大学学芸学部紀要（人文社会科学）。
- 桑原公德 1976. 「飛騨国の条里型地割と古代の田積——古代以降の開発過程とその地

## 第4編 近江盆地の稲作社会

- 域差におよぶ——」花園大学研究紀要7号, 46-55頁。
- 甲賀郡教育委員会 1926.『甲賀郡志』上巻(名著出版, 1971復刻)。
- 古代史部会 1984.「越前の条里制」福井県史研究1。
- 坂田郡役所 1913.『近江坂田郡志』中巻。
- 滋賀県 1927.『滋賀県史』第2巻。
- 滋賀県 1928.『滋賀県史』第5巻。
- 滋賀県 1964.『琵琶湖周辺地域における利水実態並びに需要計画調査報告書』。
- 滋賀県市町村沿革史編纂委員会 1967.『滋賀県市町村沿革史』。
- 滋賀県内務部 1924.『農業水利及土地調査書 第4輯』。
- 高木勇夫 1985.『条里地域の自然環境』古今書院。
- 高橋誠一 1981.「条里とその遺構」(『草津市史』1巻, 336-377頁)。
- 高橋誠一・小林健太郎 1977.「愛知川扇状地北半部の開発と条里」滋賀大学教育学部紀要(人文科学。社会科学)27, 64-76頁。
- 高橋誠一・小林健太郎・宮畑巳年生 1979.「古代栗太・野洲郡の開発と条里」滋賀大学教育学部紀要(人文科学。社会科学・教育科学)29, 98-111頁。
- 高橋誠一・小林健太郎・野間晴雄 1984.「滋賀県犬上郡における条里と灌漑システム——芹川中流域右岸を中心として——」滋賀大学教育学部紀要(人文科学・社会科学。教育科学)34。
- 高橋美久二 2004.「近江国甲賀郡条里と弘福寺領蔵部荘」, 歴史地理学218号(46-2), 1-24頁。
- 谷岡武雄 1964.『平野の開発』古今書院(初収は1956)。
- 中野栄夫 1975.「近江国愛智荘故地における開発と灌漑」地方史研究138号, 34-59頁。
- 野間晴雄・小林健太郎・高橋誠一 1985.「甲賀郡野洲川・杣川流域の条里型地割に関する若干の考察——条里縁辺地域の地形条件・水利との関連を中心にして——」滋賀大学教育学部紀要(人文科学・社会科学・教育科学)第35号, 11-27頁。
- 服部昌之 1974.「草津市とその周辺の条里」『草津市吉田の条里遺存地区の歴史地理学的調査報告』。
- 服部昌之 1979.「滋賀県条里遺構分布図」(『角川日本地名大辞典25 滋賀県』角川書店)。
- 服部昌之 1984.『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂。
- 福尾猛一郎 1934.「条里制と郷の区画に就いて」歴史と地理34巻1号。
- 福田 徹 1974.「安曇川下流域における条里制の復原」人文地理26巻3号, 1-28頁。
- 藤岡謙二郎 1971.「古代の大津京城とその周辺の地割に関する若干の歴史地理学的考察」人文地理23巻6号, 581-595頁。
- 水口町志編纂委員会 1960.『水口町志』上巻。

- 村田修三 1983.「用水支配と小領主連合」(勝俣鎮夫,『中部大名の研究』吉川弘文館, 初収は『奈良女子大学文学部研究年報』16, 1963)。
- 米倉二郎 1932.「農村計画としての条里制——我国中古の村落と耕地——」地理論叢1巻。